

指名停止措置状況（令和6年4月1日以降）

No.	業者名	所在地	期 間	理 由
1	大成建設㈱	東京都新宿区	令和6年6月11日 ～ 令和6年7月10日（1ヶ月）	中央新幹線南アルプストンネル新設（山梨工区）において、労働基準監督署への事故報告を行わなかったことにより、従業員が労働安全衛生法違反で令和6年3月26日に罰金刑の略式命令を受けたため。 〈企業団基準 § 2-1、別表3-7-2-エ〉
2	㈱リ・コート	大阪府大阪市	令和6年7月31日 ～ 令和6年10月30日（3ヶ月）	大阪府知事から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 〈企業団基準 § 2-1、別表3-6-(3)-ウ〉
3	㈱クボタ	大阪府大阪市	令和6年8月2日 ～ 令和6年10月1日（2ヶ月）	阪神水道企業団発注の工事において、履行遅延があったため。 〈企業団基準 § 2-1、別表2-3-(1)-ア〉 〈企業団基準 § 4-4〉